

厚生労働省

令和元年度墜落・転落災害防止対策推進事業（建設業）

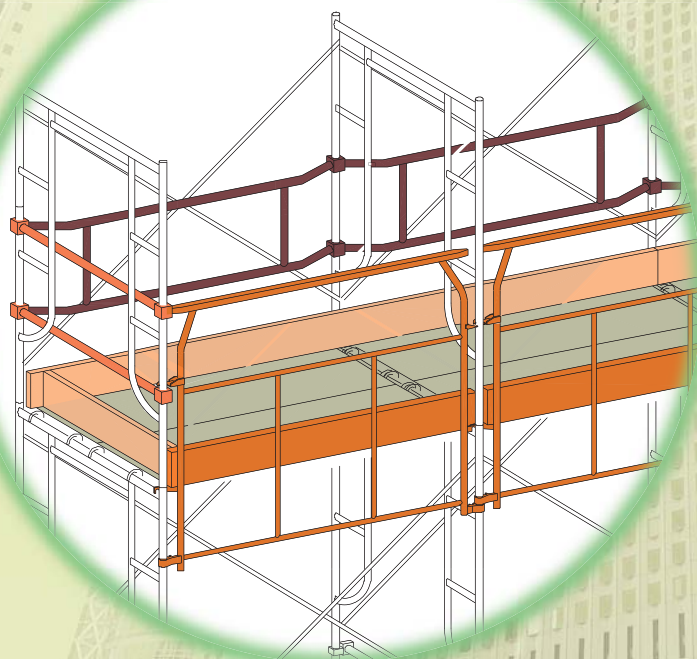
§ 1. 足場からの墜落・転落災害防止

総合対策推進要綱に基づく措置

※手すり先行工法等の「より安全な措置」
(手すり先行工法等に関するガイドライン)

§ 2. 労働安全衛生規則

(足場からの墜落防止対策関係)等の概要



事業の概要 (目的)

建設業においては依然として墜落・転落災害が多発しており、建設業の労働災害による死亡者の約4割、死傷者の約3割を占めています。特に足場からの墜落・転落災害の防止については、労働安全衛生規則に基づく措置の徹底に加えて、墜落・転落災害の防止効果が高い手すり先行工法等の「より安全な措置」の一層の普及など「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(平成27年5月20日付け基安発0520第1号)に基づく対策を行っていただくことが求められています。

本事業は、より安全な足場の設置に関する技術的支援を行うことにより、建設業における墜落・転落災害対策の推進を図ることを目的としています。

受託者：全国仮設安全事業協同組合

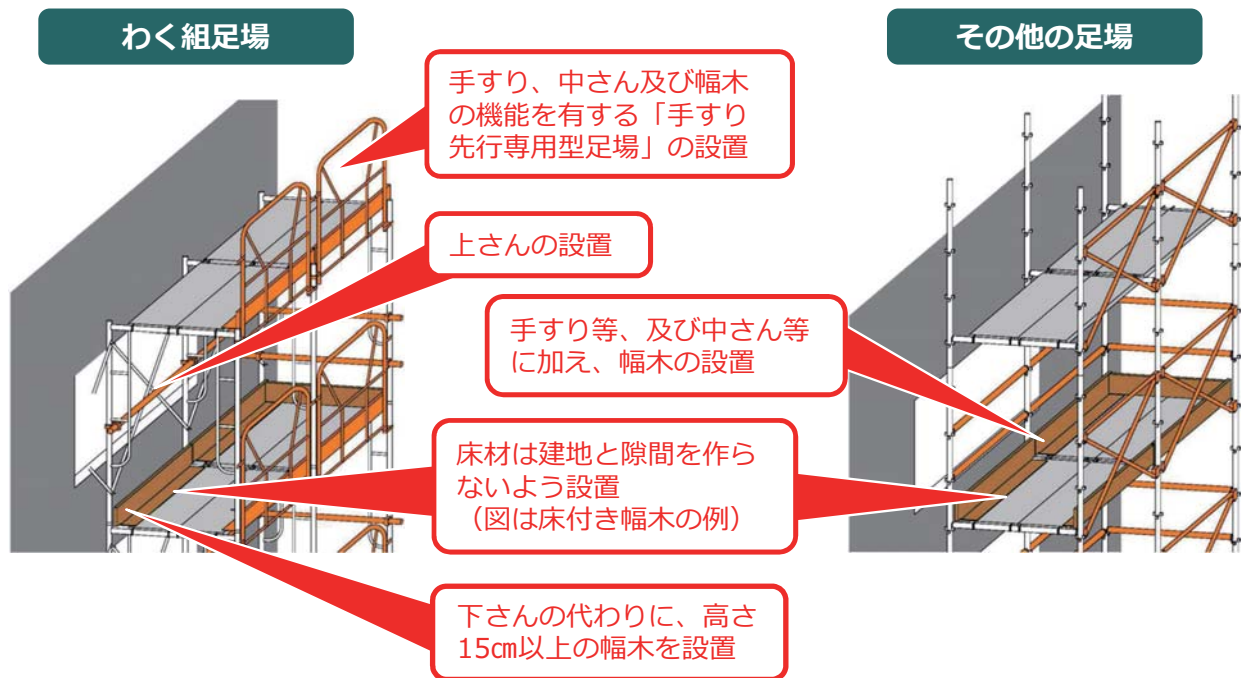
§ 1. 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく措置 ※手すり先行工法等の「より安全な措置」

労働災害の一層の防止のために

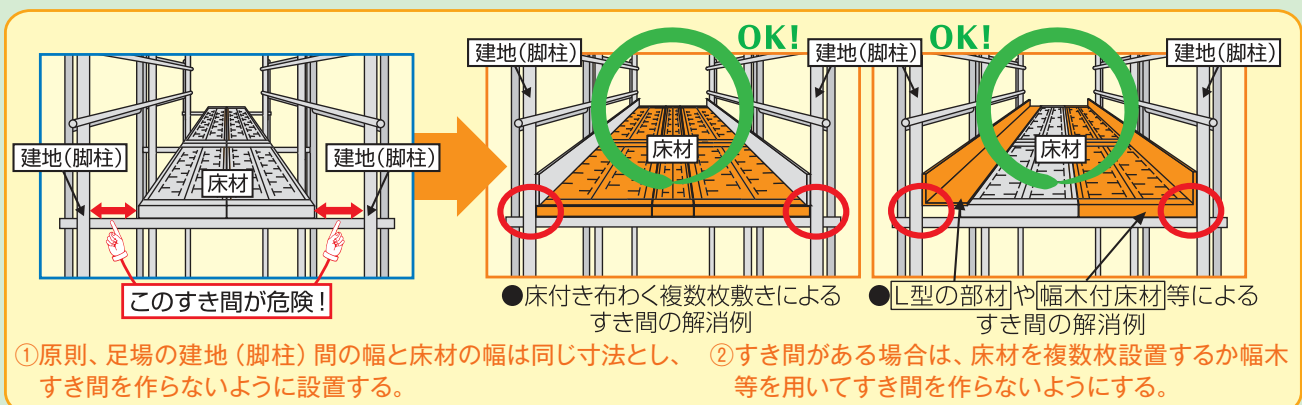
厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を策定し、この中で、**労働安全衛生規則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」**等を示しています。

(1) 足場からの墜落防止措置の実施

足場からの墜落災害を防止するため、以下の「より安全な措置」を講じましょう。



《建地（脚柱）と床すき間からの墜落・落下防止の措置》



(2) 「手すり先行工法」及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

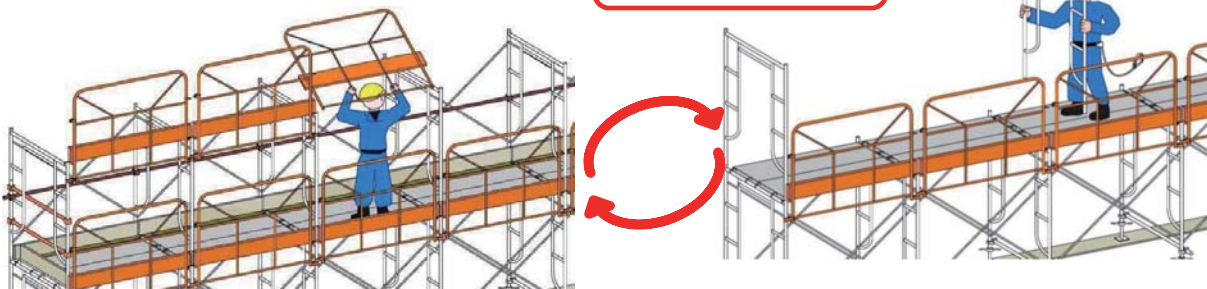
足場の組立、解体時、及び使用時の墜落災害を防止するため、「**手すり先行工法等に関するガイドライン**」※に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置しましょう。

※ガイドラインは、厚生労働省ホームページに掲載しています。

わく組足場

最上層の一層下から
手すりを設置

手すりがある状態で
組立て・解体の作業
を行う



その他の足場

最上層の一層下から
手すりを設置

手すりがある状態で
組立て・解体の作業
を行う



手すり先行工法とは

足場の組立て・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い方法の一つに、手すり先行工法があります。手すり先行工法とは、**足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法**です。

(3) 足場の安全点検の確実な実施

足場の種類に応じた**チェックリスト等**を活用して、**安全点検を確実に実施してください。**※P6 参照

足場の組立て、変更時等の点検実施者は、下記に該当する方等の**十分な知識・経験のある方**を指名しましょう。また、足場の組立て等の作業に直接従事した以外の方が行うことで**客観的で的確なもの**としましょう。

- 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方
 - 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築の方）など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
 - 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた方
 - 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方
- 点検実施者について、チェックリストの「点検者職氏名」欄へ記載しましょう。

作業開始前の点検は、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名しましょう。

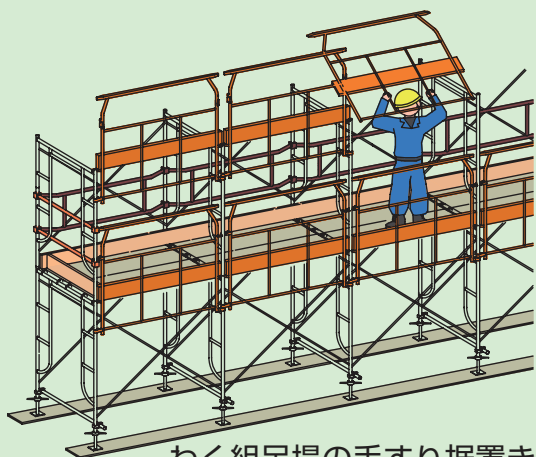
1. 手すり先行工法

厚生労働省では「手すり先行工法等に関するガイドライン」を定めて、手すり先行工法による足場の組立て・解体と、通常作業時における安全な足場の採用を推奨しています。

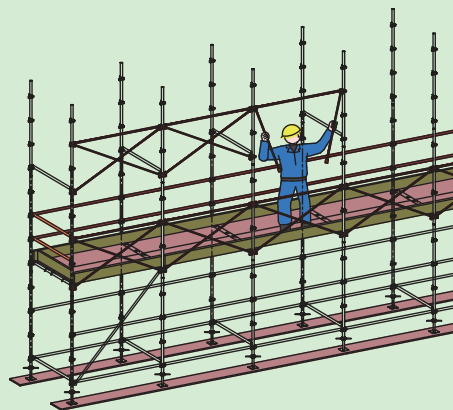
《組立て・解体時》

手すり先行工法の種類

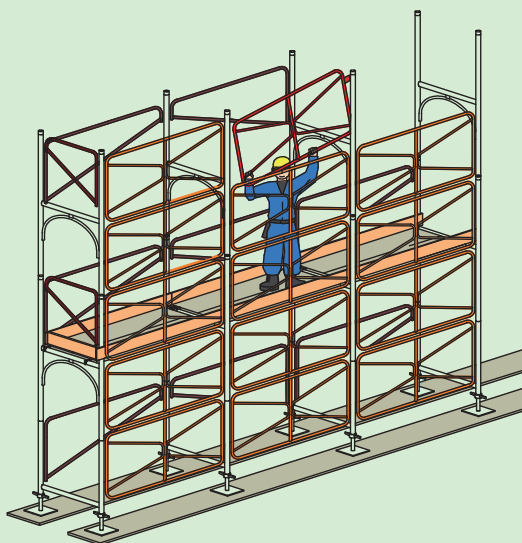
※わく組足場及びくさび緊結式足場の手すり先行工法足場の一例です。



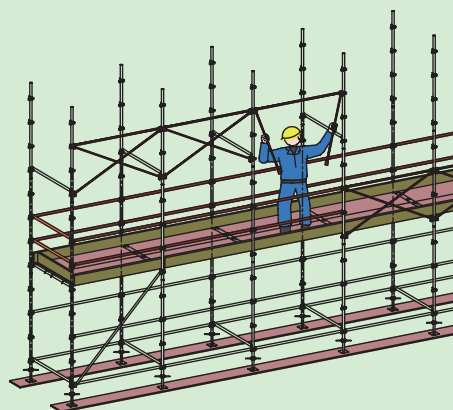
わく組足場の手すり据置き方式



くさび緊結式足場の手すり据置き方式



わく組足場の手すり先行専用足場方式



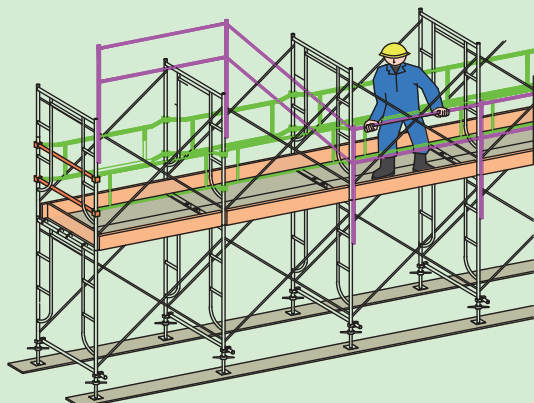
くさび緊結式足場の手すり先送り方式

「手すり据置き方式」や「手すり先行専用足場方式」の場合、結果として、安衛則第563条第1項第3号に基づく措置をも兼ねることとなるため、組立・解体時における最上層からの墜落・転落のみならず、通常作業時等における墜落・転落災害の防止にも効果が高くなります。

手すり先送り方式による場合の留意事項

※足場の組立て時においては、手すり及び中さん、幅木等を別途設けてから、先送り手すりを上の層にスライドさせる必要があります。

※足場の解体時においては、先送り手すりを残置した状態で組立て時に設けた手すり、中さん、幅木、交さ筋かい及び建わくを撤去し、下の層に移動後に先送り手すりを上の層から下の層へスライドさせる必要があります。なお、先送り手すりを下層へスライドさせる前に下層の手すり、中さん及び幅木等を撤去してはいけません。

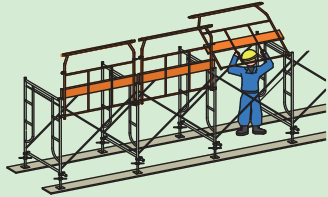


わく組足場の手すり先送り方式

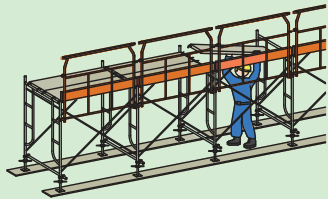
手すり先行工法の組立て手順例（わく組足場の場合）

※解体は、逆の手順で行います。（手すり先送り方式によっては、先の留意事項によること。）

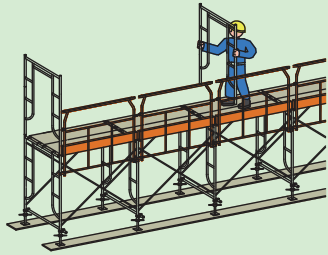
手すり据置き方式



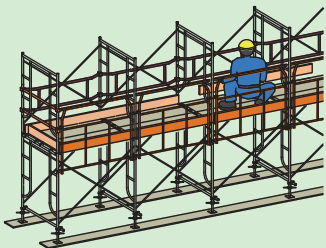
1層目据置き手すり機材の取付け



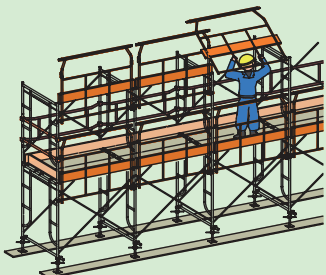
1層目作業床の取付け



2層目建わくの取付け

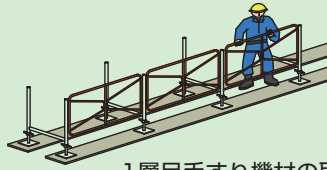


躯体側・妻側
二段手すり+幅木の取付け

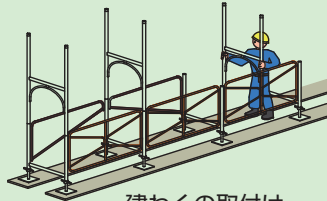


2層目据置き手すり機材の取付け

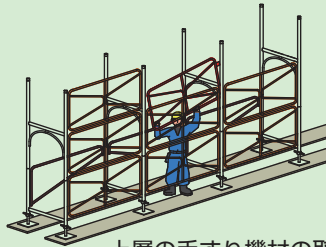
手すり先行専用足場方式



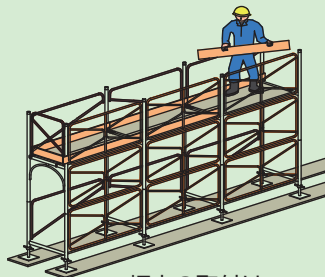
1層目手すり機材の取付け



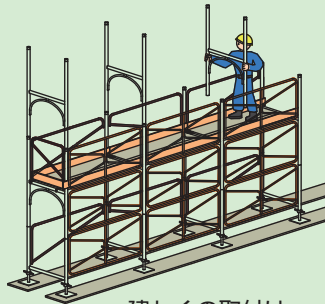
建わくの取付け



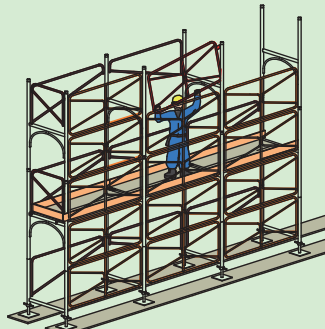
上層の手すり機材の取付け



幅木の取付け

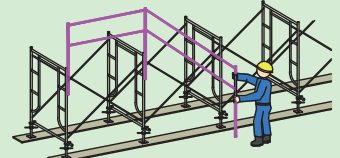


建わくの取付け

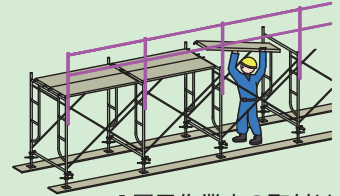


上層の手すり機材の取付け

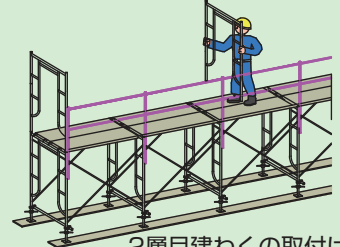
手すり先送り方式



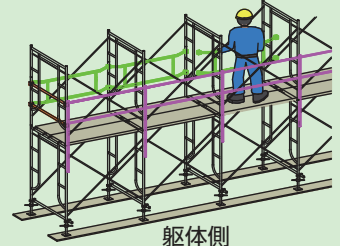
1層目先送り手すり機材の取付け



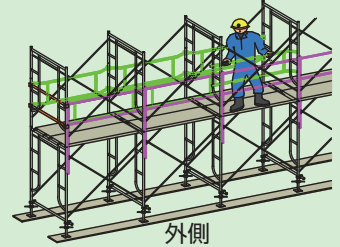
1層目作業床の取付け



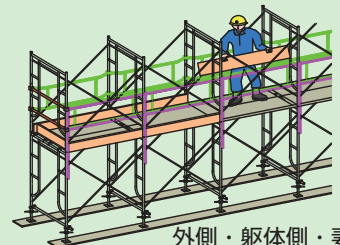
2層目建わくの取付け



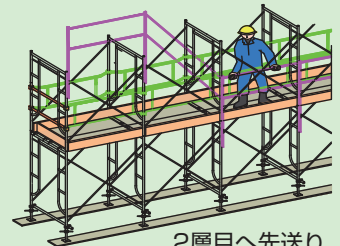
躯体側
二段手すりの取付け



外側
二段手すりの取付け



外側・躯体側・妻側
幅木の取付け



2層目へ先送り

§ 2. 労働安全衛生規則（以下安衛則という） （足場からの墜落防止対策関係）等の概要

平成27年7月1日施行

1. 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実（安衛則：第563条）

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

安衛則第563条で定める足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件に、以下の内容が追加されました。

① 床材と建地との隙間は12cm未満とすること。が追加されました。

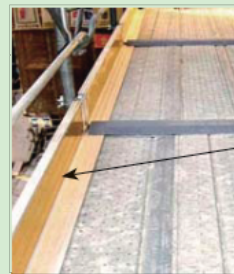
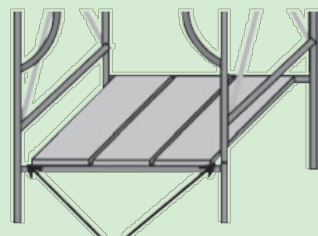
但し、12cm未満であってもメッシュシート等と作業床の隙間から、工具、端材、瓦礫等が落ちる危険が残るので、別途、この隙間からの飛来・落下防止措置を講ずる必要があります。

この規定を適用する上で必要な事項について、平成27年3月31日付通達 基発0331第9号で示されており、主な内容は次のとおりです。

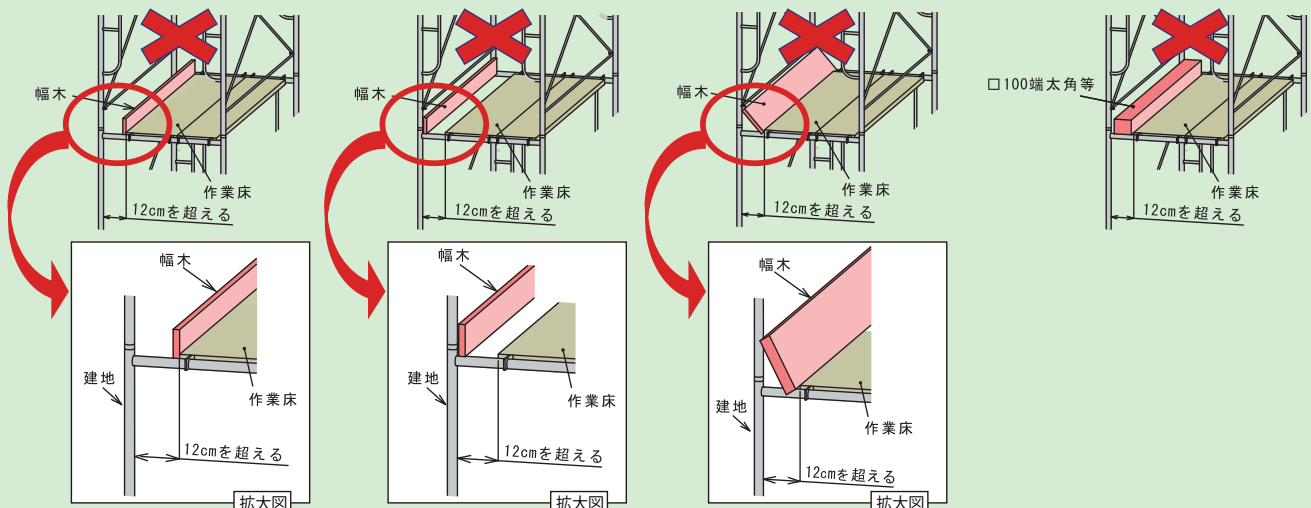
※1. 大臣規格において、床付き布わくの床材の幅は24cm以上（12cmの根拠）とされていることから、はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間を塞ぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間を塞ぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

※2. 「床材と建地との隙間」とは、建地の内法から床材の側面までの長さをいい、足場の躯体側ならびに外側の建地と、その間に設置する床材との隙間が両側それぞれ12cm未満である必要があります。

※3. 床材が片側に寄ることで12cm以上の隙間が生じる場合には、床材の組合せを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置する等により常に当該要件を満たすようにします。



※4. 垂直又は傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、当該幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。



また、以下の場合に限り、安衛則適用の経過措置が設けられています。

附則 第3条（足場の作業床に関する経過措置）

はり間方向における建地の内法幅が64センチメートル未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、この省令の施行の際現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、新安衛則第563条第1項第2号ハの規定（床材と建地との隙間は12cm未満とすること。）は、適用しない。

（平成27年3月5日付官報より抜粋）

なお、この規定は次の場合において、防網を張る等床材以外のもので塞ぐ等の墜落防止措置を講じたときには、適用されません。

- ・ はり間方向における建地と床材との両端の隙間の和が24cm未満の場合。
- ・ 曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合等、はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合。

注) 「防網を張る等」の「等」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合及び構造物に近接している場合等防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合が含まれると通達で示されています。

- ② 足場からの手すり等の墜落防止設備（足場用墜落防止設備）について、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合は、当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止すること。が追加されました。

なお、「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所又は作業の必要上臨時に取り外す箇所において作業を行う者及び作業を指揮する者が含まれると、平成27年3月31日付通達 基発0331第9号で示されています。

注) 今回の改正で手すり等の墜落防止設備の総称を「足場用墜落防止設備」とされました。

また、足場用墜落防止設備を取り外す箇所において関係労働者に作業させる場合は、要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。も定められていますので、留意して措置することが必要です。この規定を適用する上で必要な事項について、平成27年3月31日付通達 基発0331第9号で示されており、主な内容は次のとおりです。

※1. 「要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等」の「等」には、建わく、建地、取り外されていない手すり等を、要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合が含まれます。

※2. 「これと同等以上の効果を有する措置」には、墜落するおそれのある箇所に防網を張ることが含まれます。

- ③ 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。が追加されました。

※ ②及び③については、架設通路及び作業構台についても同様の措置が追加されています。

2. 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実（安衛則：第564条） 足場の組立て、解体又は変更の作業時の墜落防止措置

安衛則第564条で定める足場の組立て、解体又は変更（以下、足場の組立て等）の作業に係る墜落防止措置が、以下のように強化されました。

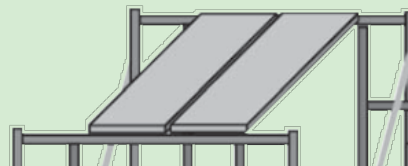
① 足場の組立て等の作業において、墜落防止措置が必要な足場の高さはこれまで5m以上とされていましたが、高さ2m以上の構造の足場まで拡大されました。

作業床の幅
40cm以上

② 足場材の緊結等の作業を行うときの措置。

イ 作業床の幅20cm以上としていたものを、幅40cm以上とされました。

※ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。



「※ただし、作業床を設けることが困難なとき」には、以下が含まれます。

- ・狭小な場所や昇降設備を設ける箇所に幅40センチメートル未満の作業床を設けるとき。
- ・つり足場の組立て等の作業において幅20センチメートル以上の足場板2枚を交互に移動させながら作業を行うとき。

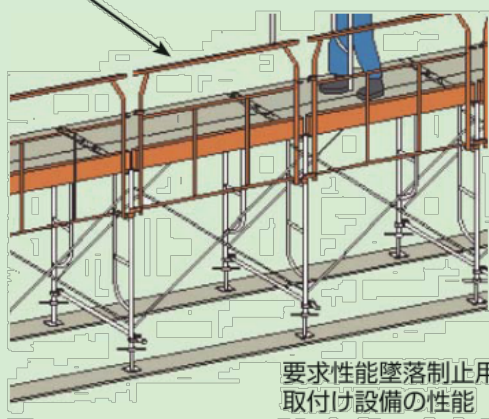
ロ 要求性能墜落制止用器具取付け設備等の設置及び要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずることとされました。

※ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。

「※ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたとき」には、以下が含まれます。

- ・つり足場を設置する際に、予め、墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針（昭和51年技術上の指針公示第8号）により設置した防網を設置すること。

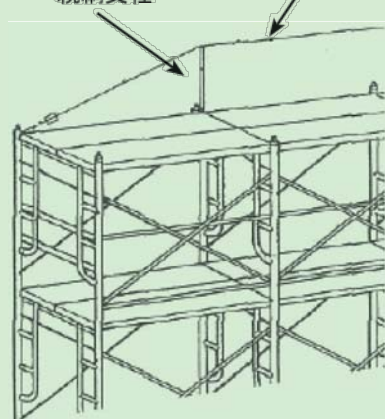
手すりわく（手すり先行工法による）



要求性能墜落制止用器具
取付け設備の性能
※1わく（1スパン）に1人

（要求性能墜落制止用器具取付け設備の性能の有無を確認すること。）

親網支柱 親網



要求性能墜落制止用器具取付け設備の性能
※スパン数に関係なく親網1本に1人

要求性能墜落制止用器具取付け設備の例

手すり先行工法を積極的に採用してください

手すりの設置を優先的に講ずるよう指導

厚生労働省では、要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備を設ける場合には、「足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導する」とされています。（平成27年3月31日付通達 基発0331第9号より抜粋）

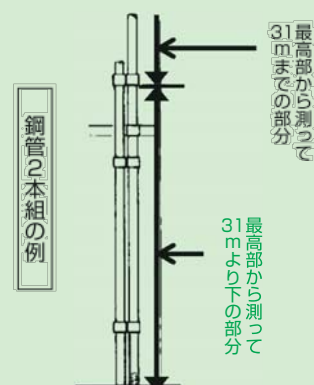
3. 鋼管足場に係る規定の見直し（安衛則：第571条）

安衛則第571条で定める鋼管足場の内、単管足場（くさび緊結式足場も含まれます。）に係る第1項第3号の規定を見直し、建地の最高部から測って31メートルを超える部分の建地について、以下のように改正されました。

《改正条文》

建地の最高部から測って31メートルを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすること。

ただし、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。）が当該建地の最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。）を超えないときはこの限りではない。



なお、単管足場（くさび緊結式足場を含む）に係る規定の見直しに関連する通達が、以下のとおり発出されているので、単管足場を使用する際は、この点についても留意してください。

（平成27年3月31日付通達 基発0331第9号）

- ・第1項第3号の「足場の重量に相当する荷重」には、足場に設けられる朝顔、メッシュシート等の重量に相当する荷重を含むこと。
 - ・第1項第3号の「建地の破壊に至る荷重」には、実際の使用状態に近い条件の下で支持力試験を行い、その結果に基づいて得られた荷重を用いることは差し支えないこと。
- また、鋼管にフランジ、フック等の緊結部を溶接することにより、緊結金具を使用せずに組み立てることができる単管足場では、当該足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いて差し支えないこと。この場合、布材、補剛材等の使用条件に応じて支持力試験の結果が異なることから、当該布材、補剛材等の使用条件に応じた最大使用荷重を用いること。

4. 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加(安衛則：第36条関係)

足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務の墜落防止対策

足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業^{*}の業務を除く。）が、安衛法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務となり、安衛則第36条で定める「特別教育を必要とする業務」に追加されました。

但し、特別教育の実施にあたっては、以下のとおり経過措置が設けられています。

附則 第2条（特別教育に関する経過措置）

事業者は、この省令の施行の際現にこの省令による改正後の労働安全衛生規則（次条において「新安衛則」という。）第36条第39号に掲げる業務に従事している者については、平成29年度6月30日までの間は、当該業務に関する労働安全衛生法第59条第3項の特別教育を行うことを要しない。
(平成27年3月5日付官報より抜粋)

※「地上又は堅固な床上における補助作業」とは・・・

地上又は堅固な床上における材料の運搬、整理等の作業をいうものであり、足場材の緊結及び取り外しの作業並びに足場上における補助作業は含まれないこと。

(平成27年3月31日付通達 基発0331第9号より抜粋)

足場の組立て等の業務に係る特別教育 (適用日 平成27年7月1日)

	科目	範囲	時間	(参考) 現在業務従事者 に対する時間
学科 教育	I 足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修登り桟橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	3時間	1時間30分
	II 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事中設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	30分	15分
	III 労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間30分	45分
	IV 関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間	30分
	計		6時間	3時間



なお、次に掲げる該当者は、特別教育の科目の全部について省略することができます。

- (1) 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
- (2) 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる者
- (3) とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- (4) とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

(平成27年3月31日付通達 基発0331第10号より抜粋)

5. 注文者の点検義務の充実（安衛則：第 655 条及び第 655 条の 2 関係） 足場及び作業構台の点検に関する元方事業者等の責務

安衛則第655条（足場についての措置）及び第655条の2（作業構台についての措置）で定める注文者（足場の組立てを発注し、他の請負人の労働者に使用させる特定元方事業者等）が行わなければならない点検に、「足場又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、それぞれにおける作業を開始する前」が追加されました。

※「一部解体若しくは変更」の解釈については、以下のとおり通達されています。

（平成27年3月31日付通達 基発0331第9号）

1. 足場における「一部解体若しくは変更」には、

建わく、建地、交さ筋かい、布等の足場の構造部材の一時的な取り外し若しくは取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔等の一時的な取り外し若しくは取付けが含まれること。

ただし、次のいずれかに該当するときは、「一部解体若しくは変更」に含まれないこと。

- ① 作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む。）を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これにより足場の構造に大きな影響がないことが明らかであって、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。
- ② 足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート等の設備を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合であって、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。

2. 作業構台における「一部解体若しくは変更」には、

作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合並びに当該設備を原状に復す場合を含まないこと。

また、点検の結果及びその結果に基づいて修理等の措置を講じた場合の内容を記録し、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、これを保存しなければなりません。

※保存期間の解釈については、以下のとおり通達されています。

（平成21年3月11日付通達 基発第0311001号）

「足場を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間」とは、それぞれの事業者が請け負った仕事を終了するまでの間であって、元方事業者にあつては、当該事業場におけるすべての工事が終了するまでの間をいうものであること。

なお、足場又は作業構台の点検事項は、以下のとおりです。

足場の点検事項	作業構台の点検事項
イ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	イ 支柱の滑動及び沈下の状態
ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	ロ 支柱、はり等の損傷の有無
ハ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	ハ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
ニ 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無	ニ 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
ホ 幅木等の取付状態及び取り外しの有無	ホ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
ヘ 脚部の沈下及び滑動の状態	ヘ 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取り外しの有無
ト 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付けの状態	ト 手すり等及び中棧等の取り外し及び脱落の有無
チ 建地、布及び腕木の損傷の有無	
リ 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

令和元年度 墜落・転落災害等防止対策推進事業 推進本部（全国仮設安全事業協同組合）

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-18 ユニゾ小伝馬町ビル5F TEL.03-3639-0641 FAX.03-3639-0640